㈣　子どものための金銭の給付勘定においては、歳出では、児童手当について、３歳未満の児童一人につき月額15,000円を、３歳以上小学校修了までの児童（第１子・第２子）一人につき月額10,000円を、３歳以上小学校修了までの児童（第３子以降）一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。また、放課後子どもプランの着実な推進を図り、仕事と家庭の両立支援を充実するなど、児童育成事業の推進を図ることとしている。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、12,582億円を受け入れることとしている。

㈤　業務勘定においては、業務の取扱い等に必要な経費（日本年金機構に対する運営費を含む。）を計上している。なお、年金記録問題対策の実施に必要な経費として592億円を計上している。

⑤　東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

歳出については、復興事業等を行うため、43,840億円を計上している。

なお、「復興庁設置法」（平23法125）第4条第2項の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として29,037億円を一括計上している。

⑶　政府関係機関

25年度において、４つの政府関係機関があるが、このうち株式会社日本政策金融公庫と株式会社国際協力銀行について概説する。

①　株式会社日本政策金融公庫

この公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。また、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平22法38）に基づく業務の特例として、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に適合した製品等（以下「エネルギー環境適合製品」という。）を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

さらに、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平11法131）に基づく業務の特例として、我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

㈠　国民一般向け業務

25年度においては、新事業展開や経営改善等に取り組む小規模事業者を重点的に支援するとともに、東日本大震災による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、小規模事業者経営改善資金貸付2,160億円（24年度2,160億円）を含め総額31,243億円の貸付けを行うこととし、この原資として、東日本大震災復興特別会計からの出資金275億円、財政融資資金の借入れ21,800億円、社債の発行による収入2,700億円等を予定している。

㈡　農林水産業者向け業務

25年度においては、食料の国内生産の確保、農林漁業者の経営安定や食料自給率の向上等を図るため、意欲ある農林漁業者の確保・育成、生産性の向上等の推進に必要な資金需要に的確に対応するとともに、東日本大震災による被災農林漁業者の経営再建等を図るために必要な資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として3,500億円を計上しており、対象事業別の貸付計画は、経営構造改善1,934億円、基盤整備386億円、一般施設735億円、経営維持安定395億円及び災害50億円である。

この計画のうち、2,498億円が25年度中に貸し付けられる予定であり、これに24年度の計画のうち25年度に資金交付が行われる予定となっている602億円を加えると、25年度の資金交付額は3,100億円となる。この原資として、一般会計からの出資金1億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金75億円、財政融資資金の借入れ1,800億円、社債の発行による収入200億円等を予定しているほか、証券化支援業務において、一般の金融機関が行う農業融資の信用リスクの引受17億円を予定している。

㈢　中小企業者向け業務

25年度においては、新事業展開や経営改善等に取り組む中小企業を重点的に支援するとともに、東日本大震災による被災中小企業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、融資事業については、東日本大震災復興特別貸付を含め27,500億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金405億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金295億円、財政融資資金の借入れ16,600億円、財政投融資特別会計投資勘定からの借入金50億円、社債の発行による収入2,251億円及び回収金等7,899億円を予定している。また、証券化支援事業における債権の買取り等（251億円を予定）の原資として、社債の発行による収入98億円、信託受益権の譲渡等36億円を予定しているほか、債務の保証1,210億円を予定している。

㈣　信用保険等業務

25年度における中小企業信用保険事業は、224,000億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業は660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金597億円を予定している。

㈤　危機対応円滑化業務

25年度においては、東日本大震災による被災事業者等の経営安定等を図るとともに円高等に伴う経済環境変化への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として20,320億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ16,320億円及び社債の発行による収入4,000億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金３百万円を予定している。さらに、利子補給事業における利子補給金の原資及び損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から68百万円及び東日本大震災復興特別会計から23,500百万円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補給金等1,373百万円を交付することとしている。

㈥　特定事業等促進円滑化業務

25年度においては、今後内外で高い需要が見込まれるエネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するもの並びに我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の貸付けが、銀行その他の金融機関により円滑に行われるよう、必要とする資金需要に的確に対応することとし、特定事業促進円滑化業務（低炭素融資）500億円、事業再構築等促進円滑化業務（事業再構築融資）500億円、合計1,000億円の貸付規模を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ1,000億円を予定している。

②　株式会社国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としている。